【区・常会・町内会等が開催する総会等について】

区・常会・町内会等（以下、「自治会」という）の会議等については、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じたうえで、開催をお願いいたします。

【多くの方が集まらずに総会をする方法について】

総会にあたり、集会施設等に多くの方が集まらなくても済むよう、各自治会の会議運営の参考として「書面議決」や「委任状」で対応する方法をご紹介します。

|  |
| --- |
| **（書面決議）**・総会に出席せずに書面で議決権を行使する方法です。・認可地縁団体については、会則や規約等に別段の定めがない場合でも、地方自治法第260条の18により書面議決を行うことができます。<**進め方**>①「定期総会書面表決のお知らせ」「議案書」「書面表決書」を会員全員に配布する。（参考様式１：定期総会開催（書面議決）のお知らせ）②会員から「書面表決書」を提出してもらう。③認可地縁団体は議事録を作成する。（参考様式２：書面決議実施の議事録）④回覧等で結果をお知らせする。（参考様式３：回覧用の様式） |
| **（委任状**）自治会員から委任状の提出を受け、役員等のみの最少人数で開催する方法です。実施の際は、感染拡大を防止する対策へのご配慮をお願いいたします。（参考様式４：委任状） |
| （**委任状と書面表決**）自治会員から、委任状ではなく自ら表決に参加したいという意見が出た場合は、併用する方法もあります。（参考様式５：併用型の様式） |